

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、山口市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、山口市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議会が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。